イスラエル

目次

概要　　・・・1
代理人制度・・・2
特許制度　・・・3
意匠制度　・・・6
商標制度　・・・8
模倣品対策・・・情報無し

概要

加入条約：　パリ条約、PCT、TRIPs、ベルヌ条約
手続き言語：　ヘブライ語、英語、アラビア語
公用語：　ヘブライ語、英語
所管官庁：特許庁　Israel Patent Office, Ministry of Justice/ Patents, Designs and Trademarks Office,
住所　4 Hasadna St., Talpiot, 93420, Jerusalem
TEL　(972 2) 565 1643 / (972 2) 565 1770
ウェブサイト（英語）http://www.justice.gov.il/MOJEng/RashamPatentim/
連絡用Eメール：　il.gov.justice@Patent

代理人制度

Ⅰ　代理人資格について

１．１　特許出願の代理人を務めるには資格が必要

・資格

Patent Agent、Patent Attorney、Attorney at Law

・代理人たる資格について

特許庁への登録だけでは不十分、試験に合格する必要あり

（試験科目：特許法、意匠法、商標法、口頭試験、出願書類作成）

・資格取得時には 特許分野での就労経験が必要

・特許庁の審査官経験者が無試験で弁理士資格を得ることは出来ない

１．２　資格取得後の研修制度はない

１．３　在外代理人を務める際に、在外向けの特定の資格は必要ない

１．４　Webb　&　Associates（回答者の所属する特許事務所）で取り扱う分野

出願の手続き：特許、実用新案、意匠、商標、侵害訴訟代理人、

実施許諾契約についてのコンサルティング

特許

Ⅰ　概要

１．１　保護の種類

特許以外に不法行為、過度の不法行為に対する保護あり

１．２　保護対象

（１）特許法その他で保護される、発明及び発明品の定義あり

（２）内容：産業用途として新しく有用かつ適切であり、進歩性を持つ産業上における製品またはそのプロセス

（３）物質に対しては保護あり　（人体の治療法、コンピュータープログラム、ビジネス関連発明は保護しない）

（４）不特許事由として、植物や動物の新種がある（植物については別の法律が有）

１．３　特許要件

（１）産業上の利用可能性がないと判断される対象はない

（２）新規性

公知、公用、文献公知のすべてにおいて世界主義を使用

（３）進歩性

・特許取得に進歩性必要

・進歩性に関する判断基準あり

（４）発明の単一性

・発明の単一性に関する判断基準はない

１．４　手続き

（１）外国語での出願申請が可能

（２）国内優先権制度、仮出願制度はない

（３）出願変更制度はない

（４）実体審査請求制度はない

（５）出願公開制度はない

（６）特許期間の延長はあり

（７）新規性喪失の例外

新規性喪失の例外規定あり（講演会、科学的出版物及び展示物、通知と６ヶ月以内の出願が必要）

（８）包括委任制度あり

（９）手続き期間の期限切れの場合の救済措置はない

Ⅱ　出願手続き

２．１　出願人

（１）法律で認められた権利者であれば、発明者以外も出願可能

（２）発明者の氏名、居住地は出願時不要

（３）出願人の名称、居住地は出願時必要

２．２　必要書類

（１）出願時に「出願人の名称、住所、明細書、請求項」の書類が必要（必要書類のファックス送付は不可）

（２）ファックスもしくは電子出願での出願は不可

（３）公正認証が必要となる書類はない

（４）出願人が申請の際選択可能な言語：ヘブライ語、英語、アラビア語
公用語：ヘブライ語、アラビア語

（５）多項従属項を含む出願は可能

（６）図面は必要無し

（７）優先権証明書、または同等の書類が必要

２．３　協定と条約

（１）パリ条約加盟国である

（２）PCT 加盟国である

・国内段階移行期間は優先日から 30 ヶ月

・国内段階移行の際に出願の翻訳必要

・PCT 出願人は PCT 出願の原本に基づいて明細書、請求項、図面を補正することが可能(期限あり)

Ⅲ　審査

３．１　拒絶通知には、新規性、進歩性、発明の単一性、発明の対象、方式などがある

３．２　補正は査定まで可能

３．３　拒絶通知への応答

（１）応答期間は 4 ヶ月(登録官の判断によって延長可能)

（２）遠隔地または交通の便が悪い所に居住する出願人に対する追加期間はない

３．４　インタビュー

出願人の要請で審査官に面接及び電話面談を受けることは可能(審査官の同意が必要)

３．５　早期審査

早期審査制度はあり(要件を満たした申請と手数料の支払いが必要)

３．６　分割出願

分割出願制度あり（限定要求または申請があった場合に可能）

３．７　審判

審判制度あり(拒絶査定から１ヶ月以内に登録官に対して行う)

Ⅳ　登録

４．１　特許権の期間

（１）出願から登録までに要する期間は通常約３年

（２）特許権登録の権利を得た者の登録料支払いは３ヶ月以内(延長可能)

（３）年金の支払い：６年目、１０年目、１４年目、１８年目(年金納付期日の延長可能)

（４）特許権の存続期間は２０年(期間延長あり、医薬の場合５年まで延長可能)

Ⅴ　その他

５．１　費用

出願から特許権取得までに必要とされる費用は 1,645NIS

意匠

Ⅰ　概要

１．１

（１）意匠登録には 2002 年 6 月 13 日改正の法を適用

（２）管轄はイスラエル特許庁

（３）意匠保護に関して、パリ条約・TRIPS 協定・ベルヌ条約に加入

１．２　対象

（１）法律で保護される意匠の定義あり（工業過程において視覚的に物品として認識される図案)

（２）色の扱いに制限無し

（３）新規性以外の意匠登録の必要要件：法律、公序良俗に反しないもの

（４）カップの持ち手等の部分意匠登録可能

Ⅱ．出願手続き

２．１　出願人

創作者以外にデザインの所有者も出願可能

２．２　必要書類

（１）出願書類、図面、見本

（２）異議の際、宣誓供述書は公正証書であることが必要

（３）図面には斜視図は必要無い

（４）図面の代わりに写真の提出も可能(撮影時の角度に注意)

（５）図面の代わりに見本やひな型の提出も可能

（６）物品が透明、もしくは透明な部分がある場合の陳述書は必要無し

（７）クレームは必要無し

２．３　意匠の単一性

（１）一意匠一出願

（２）カップと受け皿の様なセット商品を一出願で扱うことは可能

（３）出願された意匠が用いられている物品の機能に応じ形、パターン、色が変わる場合は一出願では不可

２．４　新規性喪失の例外

出願前に公知になった場合の救済措置がある

Ⅲ　審査

３．１　審査内容

（１）実体審査あり(内容：類似意匠が登録済みであるかどうか)

（２）審査請求の制度はない

（３）事務的なミスがあった場合は補正が可能

（４）出願にかかる意匠が登録前に公開されることはない

３．２　拒絶対応

（１）拒絶通知対応の期限は 12 ヶ月(期限延長可能)

（２）最終拒絶後に不服申し立てが可能　（１ヶ月間、地方裁判所へ）

Ⅳ　登録

（１）出願から登録までに要する期間は通常約 18 ヶ月

（２）登録意匠の存続期間は 5 年間(15 年まで延長可)

（３）登録意匠の存続期間の公報掲載は無い

（４）秘密意匠制度はない

Ⅴ　権利の範囲

（１）意匠権者は登録意匠又は類似意匠に対し排他的権利を持つ

類似の判断は購買者の視覚的印象に基づく（判決）

（２）意匠の使用権が認定された場合、登録は義務であり登録は登録機関で行われる

Ⅵ　その他

登録意匠のデータベースにインターネットでアクセスすることは出来ない

商標

Ⅰ　概要

（１）商標保護に適用されているのは 1972 年の商標令

（２）商標登録の際の管理局はイスラエル特許庁

１．１　使用要求

（１）保護をうけるためには商標の使用が必要

（２）出願時に使用証明書が必要

（３）出願時には「使用の意思がある」で足りる

１．２　商品／役務の分類

（１）国際分類は採用せず

（２）国際分類に基づく商品または役務の国内分類のリストはない

（３）国内分類リストはインターネットで利用可能

（４）商品、役務の類似の範囲を定める基準あり

（５）多区分類出願が認められる

（６）クラスヘディング（商品役務の包括表示）は指定商品、指定役務として認められている

（７）小売業は指定役務として認められている（国内分類 43 類）

１．３　商標

（１）立体商標は登録可能

（２）音や匂いを商標として登録することは可能

１．４　データベース

出願あるいは登録された商標のアクセス可能なデータベースあり

（誰でもアクセス可能であり、使用言語はヘブライ語と英語）

Ⅱ　出願手続き

２．１　要件

（１）商標登録に必要な情報と書類：出願書式（商標、分類、名称、業種）＋商標の副本

（２）公正証書等は提出の必要無し

（３）文字商標に標準文字の使用可

（４）電子出願不可
（５）外国語での出願可
（６）優先権書類提出時期は規定されていない

２．２　特別な商標
（１）団体商標は登録可能
（２）証明商標は登録可能

Ⅲ．審査
３．１　審査の内容
実体審査が行われる

３．２　補正
（１）商品、役務の補正は認められる
（２）出願済商標も補正が認められる
出願人に許される補正の範囲
自由選定商標にしたり、識別性を備えた商標にしたり、登録官の意向に沿うように補正を行う

３．３　拒絶応答
（１）拒絶通知に対しての応答期間は３ヶ月
（２）ディスクレイムは審査官の拒絶に対し効果的
（３）出願されてから出来るだけ早く公開公報が出される
（４）異議申し立て制度あり(期間は３ヶ月)
（５）審査官の最終拒絶に対して主張する手立てがある（時期：明確に示されず、場所：最高裁にて）

Ⅳ　登録
（１）商標の存続期間は 10 年間(延長可能)
（２）更新可能(更新申請の書類が必要)
（３）更新願書は審査されない
（４）更新方法：申請と更新料の支払い

Ⅴ　商標権の範囲
商標権は、登録商標の商品役務に類似する商品役務を指定した登録商標に類似する商標には及ばない

Ⅵ　その他

（１）商標権者は登録商標の使用が想定されている

（２）未使用を理由に登録商標の取り消しが可能(3 年間未使用の場合)

（３）第三者が登録商標の未使用に関し訴えた際、商標権者は登録官または最高裁に申し立てをする

（４）登録商標の使用許諾には、登録は義務である

（５）マドプロへの対応及び手続き上のいくつかの点について現行法の改正が検討されている

（６）商標保護に関する特筆すべき判例：マクドナルド（最高裁）

情報提供協力者

氏名：	Mrs.Cynthia　Webb
事務所名：	Webb　&　Associates
事務所住所：	２　Pekeris　Street Rehovot,　Israel　76121
電話：	+972-8-9484666
FAX：	+972-8-9470860
Eメール：	cwebb@wbpatents.com
ウェブサイト：	www.wbpatents.com